

統括防火管理 [該当・非該当]

年 月 日作成

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ_____に勤務等し、又は建物内に入出入りする全ての者が守らなければならない。

第2 自衛消防隊の編成及び任務等

自衛消防隊長 [_____]

	火災発生時の任務	地震時の任務
通報連絡担当 _____ _____	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 _____ _____	(1) 消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 危険個所の補強等を行う。
避難誘導担当 _____ _____	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。	○ 火災発生時の任務と同じ。
応急救護担当 _____ _____	(1) 負傷者に対する応急救護 (2) 救急隊との連携、情報の提供 (3) 負傷者の氏名、負傷程度の記録	○ 火災発生時の任務と同じ。

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施時期	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日終業時		
別表2			

不備・欠陥事項の改修は、管理権原者が行う。

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、物品を置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) ごみは、ごみ収集日の朝までごみ集積場には出さない。

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。
- (2) 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。
- (3) 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

その他

設備名	点検時期	機器点検___月
点検業者		総合点検___月

第7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する

る協力体制の確立を図るものとする。

(4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 火気使用設備器具の直近にいる従業員等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

(5) 地震時の活動は、第2の自衛消防隊による活動を原則とする。

ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。

イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後、避難させる。

ウ 建物内にいる者を指定避難場所等（ ）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する

第8 工事における安全対策

(1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。

(2) 防火管理者は、工事に立ち会う。

(3) 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

(4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。

(5) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。

(6) 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受ける。

(7) 放火を防止するために、資器材の整理整頓をする。

第9 消防機関への連絡、報告

(1) 防火管理者の選任（解任）の届出

(2) 消防計画の変更の届出

(3) 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防機関に___年に1回報告する。

(5) 消防用設備等の設置の届出

(6) 改装工事時の「工事中の消防計画」

(7) 消火、避難訓練を実施する際の通報

(8) その他

第10 統括防火管理者への報告〔 該当・非該当 〕

第11 防火管理業務の一部委託〔 有・無 〕

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおり委託する。

第12 防災教育

- (1) 従業員・新採用者等に別紙1・2の「防災の手引き」を配付し、教育を行う。

対象者	実施者	実施時期	内 容 等
従業員等	防火管理者	___月・___月 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。
新採用者 パート等	防火管理者 教育担当者等	採用時 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。

- (2) その他
-
-

第13 訓 練

訓練種別	訓 練 内 容	実 施 時 期
避難訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	_____ 月
	_____	_____ 月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	_____ 月 _____ 月

その他

- ・消火訓練、避難訓練は年2回以上とし、1回は消火器による放射を実施する。
- ・訓練を実施する場合は、消防機関に通報する。

第14 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先 氏名

電話番号

第15 避難経路図

(別紙参照)